

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号		仕 様 書 番 号
消火器・粉末・小型船舶用	G E - K 4 2 0 1 2 3 J	
	作 成	昭和50年 5月17日
	変 更	令和 6年 1月26日
	作成部隊等名	補給統制本部 施設部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊の動力ボートなどに備え付ける消火器・粉末・小型船舶用（以下，“消火器”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1による。

1.3 種類

種類は、表1による。細部は、調達要領指定書によって指定する。

表1—種類

番号	種類	薬剤質量
1	手提げ式	1. 0 k g
2		1. 2 k g
3	粉末自動拡散型	0. 8 k g
4		1. 5 k g

1.4 製品の呼び方

製品の呼び方は、仕様書の名称、表1の種類及び薬剤質量とする。

例 消火器・粉末・小型船舶用 手提げ式 1. 0 k g

1.5 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

G E - Z 4 2 1 0 1 8 粉末消火器

G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b) 法令等

船舶安全法（昭和8年法律第11号）

小型船舶の基準を定める告示（平成14年国土交通省告示第517号）

2 製品に関する要求

2.1 一般的事項

一般的事項は、次による。

a) 消火器は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、納入時において、製造から半年以内の製品とする。

- b) 手提げ式は、次による。
- 1) 消火器リサイクルシールを貼付した製品とする。
 - 2) 調達要領指定書によって指定する場合を除き、加圧式又は蓄圧式とする。
- c) 薬剤質量の数値は、標準とし（表1の番号1は、+10%以内とする。）、型式承認を得た製品とする。

2.2 検定

この仕様書で調達する消火器は、“船舶安全法”の定めるところによる型式承認及び個別検定に合格した製品とする。

2.3 材料・消火薬剤

2.3.1 材料

消火器の各部に使用する材料は、“小型船舶の基準を定める告示”（以下、“告示”という。）第3条第1項第2号及び第3条第2項の規定による。

2.3.2 消火薬剤

消火薬剤は、告示第3条第1項第3号、第4号及び第3条第2項の規定による。

2.4 構造

2.4.1 一般構造

一般構造は、次による。細部は、承認図面による。

a) 手提げ式 手提げ式は、次による。

- 1) 本体容器に粉末消火薬剤を充填して使用する場合、レバーを握ることで、加圧ガス容器中のガス又は本体容器中の蓄圧ガスの圧力によってホース及びノズルを通り消火薬剤が放射される構造とする。
- 2) 本体容器は、再充填が可能な構造とする。また、加圧用ガス容器は、使い捨てとする。

b) 粉末自動拡散型 火災による温度上昇を感知して自動的に粉末消火剤を扇状に放射する構造とする。

2.4.2 各部構造

消火器各部の構造は、次による。細部は、承認図面による。

a) 手提げ式は、次による。

- 1) 安全装置は、腐食、安全ピンの曲がりなどによって安全装置が外れず、放射不能の状態になるのを防ぐ設計であり、かつ、使用済みの状態が確認可能とする。
- 2) 保持装置は、ベースプレート、消火器受台及び消火器保持用バンドで構成され、着脱が容易に可能とする。
- 3) 告示第3条第1項第3号による。

b) 粉末自動拡散型は、次による。

- 1) ブラケット付きとし、着脱が容易に可能とする。
- 2) 告示第3条第2項による。

2.4.3 寸法・質量

寸法及び質量は、製造者が規定する仕様及び社内規格による。

2.5 性能

性能は、次による。

a) 手提げ式は、次による。

- 1) 有効射程距離は、3 m以上とする。

- 2) 有効継続放射時間は、7秒以上とする。
- b) 粉末拡散型は、次による。
- 1) 感知温度は、95℃とする。
 - 2) 防護容積は、粉末自動拡散型の薬剤質量0.8kgは、4m³以上とし、粉末自動拡散型の薬剤質量1.5kgは、8m³以上とする。
 - 3) 放射時間は、粉末自動拡散型の薬剤質量0.8kgは、4秒を標準とし、粉末自動拡散型の薬剤質量1.5kgは、6秒を標準とする。

2.6 外観・塗装

2.6.1 外観

外観は、きず、割れ、まくれその他の欠陥がなく、各部の仕上がりは、良好でなければならない。

2.6.2 塗装

塗装は、告示第3条第1項第3号による。

2.7 製品の表示

製品の表示は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、次によるほか、GE-Z421018の2.7による。細部は、承認図面による。

- a) **手提げ式** 告示第3条第1項第3号による。
- b) **粉末自動拡散型** 告示第3条第2項による。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 出荷条件

4.1 包装

包装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

4.2 包装の表示

包装の表示は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

5 その他の指示

5.1 承認用図面

契約の相手方は、GLT-CG-Z000001の**箇条6**によって全体図、主要諸元、2.4.1、2.4.2及び2.7について、承認用図面各3部のほか、承認願書1部を契約担当官等に提出し、承認を受ける。

5.2 納入書類

5.2.1 添付書類

契約の相手方は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、消火器ごとに**表2**の書類を添付する。

表2－添付書類

名称	数量 ^{a)}	摘要
取扱説明書	1	GLT-CG-Z000001の7.1 a)による。
注^{a)} 数量を変更する場合は、調達要領指定書によって指定する。		

5.2.2 提出書類

契約の相手方は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、製品納入時、陸上自衛隊補給統制本部施設部に表3の書類を提出する。

表3－提出書類

番号	名称	数量 ^{a)}	摘要
1	取扱説明書	1	GLT-CG-Z000001の7.1 a) , 7.2 a)及び7.3 a)による。 日本語版とし、合冊してもよい。
2	整備資料 ^{b)}	1	
3	部品表 ^{c)}	1	
4	試験成績書	1	—
注^{a)} 数量を変更する場合は、調達要領指定書によって指定する。 注^{b)} 整備維持要領及び再充填要領の記載を含む。(粉末自動拡散型は、再充填要領を除く。) 注^{c)} 部品の価格及び各地販売店名の記載を含む。			

5.3 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。